

議案第6号

職員服務規程の一部を改正する訓令について

職員服務規程の一部を改正する訓令を別紙のとおり定める。

平成19年3月14日

沖縄県教育委員会

職員服務規程の一部を改正する訓令

職員服務規程（昭和47年沖縄県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1号を次のように改める。

(1) 統括監等 沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号。以下「組織規則」という。）第15条に規定する教育管理統括監及び教育指導統括監、組織規則第18条の2に規定する参事監並びに組織規則第18条の3に規定する参事をいう。

第1条の2第2号中「及び」を「、組織規則第17条で規定する教育企画監、技術調整監、人事管理監、特別支援教育監、健康体育監及び生涯学習推進監並びに組織規則」に改める。

第9条中「教育次長等」を「統括監等」に改める。

第14条第1項中「第20条第2項」を「第22条第1項」に改める。

第15条第2項中「教特法第21条」を「教特法第17条」に改める。

第16条の12を第16条の13とし、第16条の11を第16条の12とし、第16条の10の次に次の1条を加える。

（休憩時間変更の請求手続）

第16条の11 勤務時間条例第4条第2項に規定する休憩時間変更の適用を受けようとする職員は、休憩時間変更請求書（第24号様式の10）により、休憩時間の変更を請求する一の期間（年度を超えない期間に限る。以下「休憩時間変更期間」という。）について、その初日（以下「休憩時間変更開始日」という。）及び末日（以下「休憩時間変更終了日」という。）とする日を明らかにして、あらかじめ所属長に請求を行わなければならない。

2 前項の規定による請求があつた場合においては、所属長は、公務の運営の支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。当該通知後において、公務の運営に支障が生ずる日があることが明らかになつた場合にあつては、所属長は、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定による請求がなされた後、休憩時間変更開始日とされた日の前日までに、勤務時間、休日及び休暇等に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第26号。次項及び第5項において「規則」という。）第4条の2第2項各号に掲げる場合に該当しないこととなつた場合には、当該請求はされなかつたものとみなす。

4 休憩時間変更開始日以後休憩時間変更終了日とされた日の前日までに、規則第4条の2第2項各号に掲げる場合に該当しないこととなつた場合には、沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第22号）第2項の規定による請求は、当該事由が生じた日を休憩時間変更期間の末日とする請求であつたものとみなす。

5 前2項の場合において、職員は遅滞なく、規則第4条の2第2項各号に掲げる場合に該当しないこととなつた旨を休憩時間変更請求事由状況変更届（第24号様式の11）により所属長に届け出なければならない。

6 所属長は、第1項の請求に係る事由及び前項の届出について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

別表教育庁及び教育次長等の項中「教育次長等」を「統括監等」に、同表本庁の職員（課長等を除く。）の項中「教育次長」を「教育管理統括監又は教育指導統括監」に改める。

第24号様式の6（表面）及び第24号様式の8中「教育次長」を「統括監」に、「係長」を「班長」に、「係」を「班」に改める。

第24号様式の10中「（第16条の11関係）」を「（第16条の12関係）」に改め、同様式を第24号様式の12とし、第24号様式の9の次に次の2様式を加える。

第24号様式の10（第16条の11関係）（表）

休憩時間変更請求書

年 月 日

所 属 長 殿

所 属
職・氏名

印

次に該当する事由が発生したので請求します。

請求の事由
<input type="checkbox"/> 1 小学校修学の始期に達するまでの子の養育
<input type="checkbox"/> 2 小学校に修学している子の送迎
<input type="checkbox"/> 3 要介護者の介護
<input type="checkbox"/> 4 交通機関による通勤時間の短縮
<input type="checkbox"/> 5 自家用車等による通勤時間の短縮
<input type="checkbox"/> 6 妊娠中の女性職員の通勤
<input type="checkbox"/> 7 大学等への修学

請求に係る期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

請求の事由1に該当する場合の記入欄

子の氏名	配偶者で当該子の親である者の状況
	<input type="checkbox"/> 就業している。
	<input type="checkbox"/> 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害
子の生年月日又は出産予定日	<input type="checkbox"/> 産前8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）
平成 年 月 日	又は産後8週間以内である。

請求の事由2に該当する場合の記入欄

子の氏名	配偶者で当該子の親である者の状況
	<input type="checkbox"/> 就業している。
	<input type="checkbox"/> 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害
子の生年月日	<input type="checkbox"/> 産前8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）
平成 年 月 日	又は産後8週間以内である。
出迎えが 必要な理由	

請求の事由3に該当する場合の記入欄

要介護者の氏名	職員との続柄	要介護者の状態及び具体的な介護の内容

請求の事由4及び5に該当する場合の記入欄

変更前後の 通勤経路及 び通勤時間	変更前	
	変更後	

(裏)

請求の事由7に該当する場合の記入欄（修学を証明するもの（学生証等）の写しを添付すること。）

--	--

学 校 名	
修 学 内 容	
修学 (予定) 期間	年 月 日 から 年 月 日

通 知 書		年 月 日
請求者 氏名 殿		所属長 印
公務の運営の支障の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (請求どおり)	
備考 この通知以後に公務の運営に支障が生じる日があることが明らかとなった場合には、改めて通知する。		

記入上の注意

- 1 「請求の事由4及び5に該当する場合の記入欄」の「変更前」及び「変更後」欄の記入方法は、次の記入例を参照する。

記入例1 (請求の事由4の場合)

変更前後の 通勤経路及 び通勤時間	変更前	5分 公署 徒歩 △△停留所 バス 30分 17:30 18:00発 19:25発 19:55着 終業
	変更後	50分 公署 徒歩 △△停留所 バス 30分 17:15 17:25発 18:30発 19:00着 終業

記入例2 (請求の事由5の場合)

変更前後の 通勤経路及 び通勤時間	変更前	5分 公署 徒歩 駐車場 △△交差点 自動車道 30分 17:30 17:35 18:10 19:30 20:10着 終業
	変更後	5分 公署 徒歩 駐車場 △△交差点 自動車道 30分 17:15 17:20 17:40 18:45 19:15着 終業

第24号様式の11 (第16条の11関係)

休憩時間変更請求事由状況変更届

年 月 日

所 属 長 殿

所 属
職・氏名 印

次のとおり休憩時間変更請求の事由の状況に変更が生じたので届出ます。

1 請求時の事由	<input type="checkbox"/> 1 小学校修学の始期に達するまでの子の養育 <input type="checkbox"/> 2 小学校に修学している子の送迎 <input type="checkbox"/> 3 要介護者の介護 <input type="checkbox"/> 4 交通機関による通勤時間の短縮 <input type="checkbox"/> 5 自家用車等による通勤時間の短縮 <input type="checkbox"/> 6 妊娠中の女性職員の通勤 <input type="checkbox"/> 7 大学等への修学
2 届出の事実が発生した日	<p style="text-align: center;">年 月 日</p>

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

訓令案の概要の説明

総務課

1 件名

職員服務規程の一部を改正する訓令

2 改正の経緯及び必要性

平成 19 年度より教育庁に組織のフラット化及び班制を導入することに伴い、新たな職を設けるため、関係条項の改正を行う必要がある。

また、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部改正に伴い、関係条項の改正を行う必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 新たな職及び組織の設置に伴い、名称を変更する（第 1 条の 2、第 9 条、別表、様式 24 号様式の 6、様式 24 号様式の 8）。
- (2) 教育公務員特例法の改正により、引用条項を変更する（第 14 条、第 15 条）。
- (3) 休憩時間を 45 分から 1 時間に拡大する沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部改正に関連して、一定の要件を満たした場合に認められるべき特例について、その手続きを定める（第 16 条の 11）。
- (4) 訓令の施行は、平成 19 年 4 月 1 日とする。

4 関係各課との調整状況

総務私学課と調整済み

5 添付資料

- (1) 新旧対照表

新旧対照表

○職員服務規程（総務課）

新	旧
<p>(定義) 第1条の2 (略)</p> <p>(1) 統括監等 沖縄県教育庁組織規則(昭和47年)沖縄県教育委員会規則第1号。以下「組織規則」という。) 第15条に規定する教育統括監及び教育指導統括監、組織規則第18条の2に規定する参事監並びに組織規則第18条の3に規定する参事をいう。</p> <p>(2) 課長等 組織規則第16条に規定する課長、組織規則第17条で規定する教育企画監、技術調整監、人事管理監、特別支援教育監、健康体育監及び生涯学習推進監並びに組織規則第18条の4に規定する副参事をいう。</p> <p>(当直)</p> <p>第9条 職員(本庁の統括監等、課長等及び所長等並びに18才未満の職員及び所属長が当直させることを適当でないと認められた職員を除く。)は、必要のあるときは、勤務時間外、週休日、休日、休日の代休日等に宿日直勤務命令簿(第6号様式)により輪番で宿直及び日直勤務に従事しなければならない。(研修承認の手続)</p> <p>第14条 職員は、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号。以下「教特法」という。)第22条第1項の規定により、研修の承認を受けようとするときは、あらかじめ研修承認簿(第13号様式)に研修計画書(第13号様式の2)を添えて所属長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(営利企業等の従事)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 職員は、<u>教特法第17条第1項</u>の規定により、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事しようとするときは、あらかじめ兼職等承認願(第16号様式)を教育長に提出し承認を受けなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(定義) 第1条の2 (略)</p> <p>(1) 教育次長等 沖縄県教育庁組織規則(昭和47年)沖縄県教育委員会規則第1号。以下「組織規則」という。) 第15条に規定する教育次長、第18条の2に規定する参事監及び第18条の3に規定する参事をいう。</p> <p>(2) 課長等 組織規則第16条に規定する課長及び第18条の4に規定する副参事をいう。</p> <p>(当直)</p> <p>第9条 職員(本庁の教育次長等、課長等及び所長等並びに18才未満の職員及び所属長が当直させることを適当でないと認められた職員を除く。)は、必要のあるときは、勤務時間外、週休日、休日、休日の代休日等に宿日直勤務命令簿(第6号様式)により輪番で宿直及び日直勤務に従事しなければならない。(研修承認の手続)</p> <p>第14条 職員は、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号。以下「教特法」という。)第20条第2項の規定により、研修の承認を受けようとするときは、あらかじめ研修承認簿(第13号様式)に研修計画書(第13号様式の2)を添えて所属長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(営利企業等の従事)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 職員は、<u>教特法第21条第1項</u>の規定により、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事しようとするときは、あらかじめ兼職等承認願(第16号様式)を教育長に提出し承認を受けなければならない。</p> <p>3 (略)</p>

(新設)

(休憩時間変更の請求手続)

第16条の11 勤務時間条例第4条第2項に規定する休憩時間変更の適用を受けようとする職員は、休憩時間変更請求書(第24号様式の10)により、休憩時間の変更を請求する一の期間(年度を超えない期間)に限る。以下「休憩時間変更期間」という。)について、その初日(以下「休憩時間変更開始日」という。)及び末日(以下「休憩時間変更終了日」という。)とする日を明らかにして、あらかじめ所属長に請求を行わなければならない。

2 前項の規定による請求があつた場合においては、所属長は、公務の運営の支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。当該通知後において、公務の運営に支障が生ずる日があることが明らかになつた場合にあつては、所属長は、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定による請求がなされた後、休憩時間変更開始日とされた日の前日までに、勤務時間、休日及び休暇等に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第26号。次項及び第5項において「規則」という。)第4条の2第2項各号に掲げる場合に該当しないこととなつた場合には、当該請求はされなかつたものとみなす。

4 休憩時間変更開始日以後休憩時間変更終了日とされた日の前日までに、規則第4条の2第2項各号に掲げる場合に該当しないこととなつた場合には、沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第22号)第2項の規定による請求は、当該事由が生じた日を休憩時間変更期間の末日とする請求であつたものとみなす。

5 前2項の場合において、職員は遅滞なく、規則第4条の2第2項各号に掲げる場合に該当しないこととなつた旨を休憩時間変更請求事由状況変更届(第24号様式の11)により所属長に届け出なければならない。

6 所属長は、第1項の請求に係る事由及び前項の届出について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第16条の12 (略)

2～6 (略)

第16条の13 (略)

第16条の11 (略)

2～6 (略)

第16条の12 (略)

別表 (第2条関係)

新たに職員となつた者	上級の公務員
教育長及び統括監等	教育委員会
本庁の課長等及び所長等	教育長
本庁の職員 (課長等を除く。)	教育管理統括監又は教育指導統括監

第24号様式の6
(第16条の10関係)

※	年	月	日	決裁					
教育長	統括	監	総務課長	班	長	班		受付年月日	
									受付番号

第24号様式の8
(第16条の10関係)

※	年	月	日	決裁					
教育長	統括	監	総務課長	班	長	班		受付年月日	
									受付番号

別表 (第2条関係)

新たに職員となつた者	上級の公務員
教育長及び教育次長等	教育委員会
本庁の課長等及び所長等	教育長
本庁の職員 (課長等を除く。)	教育次長

第24号様式の6
(第16条の10関係)

※	年	月	日	決裁					
教育長	教育次長	総務課長	係	長	係		受付年月日		
									受付番号

第24号様式の8
(第16条の10関係)

※	年	月	日	決裁					
教育長	教育次長	総務課長	係	長	係		受付年月日		
									受付番号

第24号様式10. (第16条の11関係) (表面) 休憩時間変更請求書

所属長殿 年 月 日 所属職・氏名 印

次に該当する事由が発生したので請求します。

請求の事由

- 1 小学校教育の時期に達するまでの子の養育
- 2 小学校に進学している子の送迎
- 3 要介護者の介護
- 4 交通機関による通勤時間の短縮
- 5 自家用車等による通勤時間の短縮
- 6 妊婦中の女性職員の通勤
- 7 大学等への進学

請求に係る期間 年 月 日 から 年 月 日まで

請求の事由1に該当する場合の記入欄

子の氏名	配偶者で当該子の親である者の状況
子の生年月日又は出産予定日 平成 年 月 日	<input type="checkbox"/> 就業している。 <input type="checkbox"/> 疾病、疾病又は身体上若しくは精神上の障害 <input type="checkbox"/> 産前8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間) 又は産後8週間以内である。

請求の事由2に該当する場合の記入欄

子の氏名	配偶者で当該子の親である者の状況
子の生年月日 平成 年 月 日	<input type="checkbox"/> 就業している。 <input type="checkbox"/> 疾病、疾病又は身体上若しくは精神上の障害 <input type="checkbox"/> 産前8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間) 又は産後8週間以内である。
出迎えが 必要な理由	

請求の事由3に該当する場合の記入欄

要介護者の氏名	職員との続柄	要介護者の状態及び具体的な介護の内容
---------	--------	--------------------

請求の事由4及び5に該当する場合の記入欄

変更前後の 通勤経路及 び通勤時間	変更前	
	変更後	

(裏面)
請求の事由7に該当する場合の記入欄(修学を証明するもの(学生証等)の写しを添付すること。)

学校名						
修学内容						
修学(予定)期間	年	月	日から	年	月	日

請求者氏名	通 知 書	年	月	日
氏名	所属英			印
公務の運営の支障の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 (請求とおり)		

備考 この通知以後に公務の運営に支障が生じる日があることが明らかとなった場合には、改めて通知する。

記入上の注意

- 1 「請求の事由4及び5に該当する請求の記入欄」の「変更前」及び「変更後」欄の記入方法は、次の記入例を参照する。

記入例1 (請求の事由4の場合)

変更前後の通勤経路及び通勤時間	5分 [公園] - 徒歩 - [△△体留所] - バス - [○△体留所] - バス - [自宅] 17:30 18:00発 19:25発 19:55着	60分 [公園] - 徒歩 - [△△体留所] - バス - [○△体留所] - バス - [自宅] 17:15 17:25発 18:30発 19:00着	30分 [公園] - 徒歩 - [△△体留所] - バス - [○△体留所] - バス - [自宅] 17:15 17:25発 18:30発 19:00着
-----------------	---	--	--

記入例2 (請求の事由5の場合)

変更前後の通勤経路及び通勤時間	5分 [公園] - 徒歩 - [駐車場] - △△交差点 - 自動車道 - 自動車道 - ○△交差点 - [自宅] 17:30 17:35 18:10 19:30 20:10着	5分 [公園] - 徒歩 - [駐車場] - △△交差点 - 自動車道 - 自動車道 - ○△交差点 - [自宅] 17:15 17:20 17:40 18:45 19:15着
-----------------	---	---

第24号様式の11 (第16条の11関係)

休憩時間変更請求事由状況変更届

所属長 殿

年 月 日

所属
職・氏名

印

次のとおり休憩時間変更請求の事由の状況に変更が生じたので届出ます。

<p>1 請求時の事由</p> <p><input type="checkbox"/>1 小学校修等の始期に達するまでの子の養育 <input type="checkbox"/>2 小学校に修学している子の送迎 <input type="checkbox"/>3 要介護者の介護 <input type="checkbox"/>4 交通機関による通勤時間の短縮 <input type="checkbox"/>5 自宅用車等による通勤時間の短縮 <input type="checkbox"/>6 妊娠中の女性職員の通勤 <input type="checkbox"/>7 大学等への進学</p>	
<p>2 届出の事実が発生した日</p> <p>年 月 日</p>	

第24号様式の12 (第16条の12関係)

第24号様式の10 (第16条の11関係)